

株式会社東邦銀行と遺言信託業務の提携に関する

協定締結式が行われました

令和4年5月12日（木）、医療センターきょうりつ講堂において、当センターと株式会社東邦銀行との遺言信託業務の提携に関する協定締結式を行いました。

この協定は、遺贈制度を相互に活用し、医療の発展に貢献する意思を持つ方の想いを実現することを目的として、安全で安心な医療の提供に向け、当センターの施設及び設備の整備を推進するため、当センターと東邦銀行が連携協力していくものです。

「遺贈」とは、寄附をお考えの方の相続が発生した際に、ご自身の財産の一部を相続人以外に無償譲渡することですが、この遺贈の実現には、遺言書にその旨が記載される必要がありますので、今回、「遺言信託・遺産整理業務」の取扱免許を有し、遺贈に関する専門的な知識・実績がある東邦銀行と、連携協力することになったものです。

当センターは、今後とも職員一丸となって「医療の質」向上に取り組み、地域の高度急性期医療を担う中核病院としての役割を果たして参ります。

※ 遺言信託業務：信託銀行が遺言書作成の相談に応じるほか、保管・執行に至るまでの相続に関する手続きを総合的にサポートするもの。



(お問い合わせ先)

医療センター事務局経営企画課財政経営係 直通：0246-26-2168